

令和4年6月13日

取引業者 各位

学校法人君が淵学園
崇城大学 学長 中山 峰 男
(公印省略)

崇城大学との取引における誓約書の提出について（お願い）

平素は、本学の教育研究活動に関わる物品・役務等の調達にご高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

さて、大学等研究機関において研究費の不正使用事案が後を絶たないことを受け、文部科学省から平成26年2月18日付で「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改正され、不正を事前に防止する取組みの一つとして「取引業者に誓約書の提出を求めること」が明記されました。これに基づき本学では、平成27年度以降の取引業者の皆様から別紙「誓約書」をご提出いただいておりますが、この度、上述のガイドラインが令和3年2月1日付で改正され、それに伴い本学規程も改正したことから、改めて別添の「誓約書」をご提出いただきたく存じます。

なお、本学の発注に際しましては、誓約書の提出を前提条件とさせていただく方針ですので、ご理解・ご協力を何卒よろしくお願いいたします。

記

1. 誓約書の提出を求める対象範囲

原則、本学と取引を行うすべての業者とします。（ただし、以下の者を除く。）

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人等の公的機関
- (2) 学校法人
- (3) 国際組織、外国企業等
- (4) 電気、ガス、水道、電話、郵便事業者等
- (5) 弁護士、特許・税理士事務所等
- (6) 商取引の相手方ではない個人
- (7) その他、本学が提出の必要がないと判断したもの

2. 誓約書様式

別紙様式のとおり（本学地域共創センターのホームページからダウンロードできます）

3. 誓約書の提出について

- (1) 提出方法：持参又は郵送

(2) 提出先：崇城大学 地域共創センター（情報学部棟1階）

(3) 提出期限：令和4年度の取引開始までにご提出ください。

既に取引を開始している場合は、この文書を受領した翌月末までにご提出をお願いいたします。

4. その他

誓約書の提出依頼にあたっては、不正取引（不正行為）防止対策の一環として、以下の情報を本学地域共創センターのホームページ（<https://www.sojo-kyoso.com/management/>）で公開しています。

(1) 崇城大学 公的研究費の不正使用及び研究活動上の不正行為の防止に関する規程

(2) 崇城大学 物品購入等に関する取引停止等の取扱要領

5. 本件に関する照会先

崇城大学 地域共創センター

〒860-0082 熊本市西区池田4丁目22番1号

Tel/fax : 096-326-3418

e-mail : ken-sien@ofc.sojo-u.ac.jp

以 上